

西予市ふるさと就業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新規に学校を卒業した生徒（以下「新規学卒者」という。）の市内就職を促進する奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、新規学卒者の地元就職の促進と定住による人口増加を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、申請の前年度の3月に学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する市内の中学校又は県内の中等教育学校、高等学校若しくは特別支援学校(高等部に限る。)を市内に住所を有して卒業した者で、次に掲げる要綱を全て満たす新規学卒者とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 市内に住所を有し、市内で勤務していること。
- (2) 申請時に在籍する就業先が、卒業後最初の就業先であること。
- (3) 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
- (4) 事業主と雇用期間の定めのない契約又は7年以上の雇用契約を締結していること。
- (5) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当するときには、奨励金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はこれに類すると認められる組織、団体等の構成員であるとき。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第121条)第2条に規定する事業を営む者又は従事する者であるとき。
- (3) 宗教法人、政治団体及び官公署の職員であるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、公序良俗に反する営業等不適切と認める種類の営業を行っている者であるとき。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、交付対象者が交付対象期間に就業した月数に1万円を乗じた額とする。

(奨励金の交付対象期間)

第4条 交付対象期間は、新規学卒者となった年度を含む3箇年度を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間までを交付対象期間とする。

(1) 交付対象者が市内で勤務しなくなったとき 市内で勤務する最終日の属する月まで

(2) 交付対象者が自己の都合により退職したとき 退職した日の属する月まで

(3) 交付対象者の責に帰すべき重大な理由により解雇されたとき 解雇となった日の属する月まで

(4) 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことにより解雇となったとき 解雇となった日の属する月まで

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市ふるさと就業奨励金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、申請に係る書類の内容の適否等を審査し、奨励金を交付すべきと認めたときは、西予市ふるさと就業奨励金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに当該申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第7条 奨励金の交付決定を受けた者(以下、「奨励金交付決定者」という。)は、決定内容に変更又は中止案件が生じたときは、西予市ふるさと就業奨励金変更交付申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(就業実績報告)

第8条 奨励金交付決定者は、交付決定通知があった年度の最終月に達したときは、速やかに西予市ふるさと就業奨励金就業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 未納が無い証明書

(2) 4月から1月までの賃金台帳の写し

(3) 2月中の出勤及び3月1日の出勤が確認できる出勤簿又はタイムカードの写し

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(奨励金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する就業実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、奨励金の額を確定し、西予市ふるさと就業奨励金確定通知書（様式第5号）により当該奨励金交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第10条 前条の規定により奨励金の額の確定通知を受けた奨励金交付決定者は、西予市ふるさと就業奨励金請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、30日以内に奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還等）

第12条 市長は、奨励金交付決定者が次の各号のいずれかに該当した時は、奨励金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、市長は、西予市ふるさと就業奨励金返還命令通知書（様式第7号）によりその全部又は一部の返還を命ずることがある。

- （1） 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従わなかったとき。
- （2） 虚偽その他不正な手段により、交付を受けたとき。
- （3） 市税を滞納したとき。
- （4） 反社会的団体と関連する団体と関わっていることが判明したとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、市長が奨励金交付を行うことが不適當と認めるとき。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則（平成30年西予市告示第1号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。